

## 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施要綱

### (目的)

第1条 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業（以下「事業」という。）は、地域で自主的な活動を展開する住民グループに対して、予算の範囲内で尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金（以下「補助金」という。）等を交付することにより、地域における高齢者の自主的なふれあい活動や健康づくり等の取組を奨励し、もって高齢者の地域交流及び介護予防を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) サロン 住民グループが主体となり、補助金の交付を受けて実施する自主活動をいう。
- (3) 体操 サロンにおいて実施する、要支援高齢者でも行える軽易な運動をいう。
- (4) グループ サロンを実施する住民グループで、構成員に5人以上の市内に住所を有する高齢者を含み、かつ暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員及び同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を含まないものをいう。
- (5) メンバー グループの構成員をいう。
- (6) 健康チェック サロンにおいてメンバーが自ら実施する体力測定であって、下記の項目などを測定するものをいう。
  - ア 身長
  - イ 体重
  - ウ 血圧
  - エ 指輪っかテスト

### (サロンの活動)

第3条 サロンは、次の各号に定めるとおりに実施するものとする。

- (1) 利用者のための座席を設け、利用者間の交流を行うこと。また、湯茶を提供する場合は無料又は低額で提供することとし、酒類や食事は提供しないこと。
- (2) 前号の規定にかかわらず利用者に食べ物を提供する際は、原則として市販の簡易な茶菓子程度に留めること。
- (3) 看板等の掲出により、サロンが開催されている旨を周知すること。
- (4) サロンは、メンバー以外の者に対しても広く開放し、原則として利用を希望する者の利用を妨げないこと。ただし、次に掲げる場合については、この限りでない。
  - ア サロンの規模に比して著しく多数の利用希望者がいるとき。
  - イ 当該者に利用させることでサロンの運営に著しい支障をきたすと認められるとき。
  - ウ 当該者が暴力団員又は暴力団密接関係者であるとき。
- (5) サロンの利用希望者が市内に住所を有する高齢者であるときは、原則としてグループのメンバーに加えたうえでサロンに参加させ、その参加状況をサロンの開催日ごとに把握し、記録すること。また、

1 月程度欠席が続きかつその事情が知れないメンバーがいるときは、電話や訪問等により安否を確認すること。

- (6) メンバーの個人情報（個人情報の保護に関する法律個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）は、漏えい、滅失又はき損しないよう適切に管理し、サロン以外の目的には使用しないこと。また、個人情報の取得に当たっては利用目的を明示し、本人の同意を得たうえで取得すること。

2 前項各号に規定するもののほか、グループは、サロンにおいて高齢者の交流促進や介護予防に資する活動を自由に実施することができる。ただし、次の各号に定めるものは実施してはならない。

- (1) 政治活動、宗教活動及び営利活動（ただし、事業の目的に資すると市が認めるものはその限りでない。）
- (2) 参加に際して高額な用具の購入を要するなど、明らかに対象者が一部の者に限定される活動
- (3) その他事業の趣旨に適合しないと認められる活動

（開催回数及び時間）

第 4 条 サロンは月に 2 回以上、あらかじめ定めた日の午前 9 時から午後 9 時までの間に 2 時間以上開催するものとする。

（開催場所）

第 5 条 サロンは、原則として地域の実情に応じて不特定多数の人が集まりやすい場所において開催するものとする。ただし、市がサロンの開催場所として不相当と認める施設においては実施できないものとする。

（人数）

第 6 条 サロンは、1 回につき少なくとも 5 人以上の高齢者が参加して実施するものとする。

（体操）

第 7 条 体操は、サロンと同日かつ原則として同所において行うものとする。ただし、これにより難い事情のあるときは、サロン周辺の場所において実施してもよいものとする。

（補助対象経費）

第 8 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、サロンの実施に要する経費であって、次に掲げるものとする。ただし、市から他の補助金等の交付を受けて実施するものは除くこととし、その他に利用料等の収入がある場合は、その経費を除いた額を補助対象経費とする。

- (1) 会場使用料及び賃借料
- (2) 光熱水費（会場の使用料及び賃借料に含まれない場合に限る。）
- (3) 備品購入費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信費
- (7) 行事保険に係る保険料
- (8) 商業施設等におけるサービス提供費
- (9) 講師謝礼
- (10) その他市が特にサロンの運営に必要と認める経費

(サロンの実施期間)

第9条 サロンは、上半期（4月から9月までをいう。）又は下半期（10月から翌年3月までをいう。）を  
一の実施期間とし、上半期又は下半期の途中でサロンを開始した場合には、当該半期の末日までをサロ  
ンの実施期間（以下「実施期間」という。）とする。

(補助金及び上限額)

第10条 交付する補助金の額は、実施期間ごとにおいて、現に要した補助対象経費とする。ただし、サロ  
ンを実施した日数に1,000円を乗じて得た額の合計を、補助金の上限とする。

2 前項のサロンの実施日数を算定するにあたっては、同一週内に2回以上サロンを実施した場合であつ  
ても、1日として数えるものとする。

(補助上限の加算)

第10条の2 前条第1項に規定する補助金の上限の算定において、次に定める条件を満たすグループは、  
その実施期間中のサロン実施状況に応じ、同項に規定する額に次に定める額を加算するものとする。

(1) サロンの実施日すべてにおいて体操を実施したとき 1日につき500円

(2) サロンを週1回程度実施したとき 1日につき500円

なお、「週1回程度」とは、実施期間中における最大補助可能日数の7割を超える日数において、サ  
ロンを実施することをいう。

(3) 認知症の予防に資する取組を実施したとき 1日につき500円

(4) 健康づくり、支え合い活動等への理解を深めるための学習会を実施したとき  
1日につき500円

(5) 商業施設等でサロンを実施し、参加者にサービスを提供したとき 1人につき300円

(6) 健康チェックを実施したとき 1人につき500円

(7) 第1号及び第2号に該当し、開催1回あたりの平均参加者数が10人を超えるとき

ア 平均参加者数が20人以下であるとき 1日につき500円

イ 平均参加者数が20人を超えるとき 1日につき1,000円

2 前項第5号に掲げる加算については、月あたり2回を実施の上限とする。

3 第1項第6号に掲げる加算については、実施期間中に1回分を上限とする。

(介護予防ポイント)

第10条の3 市は、実施期間ごとにおいて、サロンに参加した人数に50ポイントを乗じて得た合計を、  
介護予防ポイント（以下「ポイント」という。）として団体に付与する。

(交付申請等)

第11条 補助金及びポイント（以下「補助金等」という。）の交付を受けようとする者（以下「申請者」  
という。）は、次の各号に掲げる書類（2回目以降の申請については、第1号を除く。）を、市に提出し  
なければならない。

(1) 尼崎市高齢者ふれあいサロン開設届

(2) 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付申請書

(3) 尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書

(4) 補助上限額加算計算書（予算・実績）

（交付決定、条件及び交付決定等の通知）

第12条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、予算の範囲内において、補助金等の交付の可否を決定し、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付（不交付）決定通知書により、申請者に通知するものとする。この場合において、市は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（補助対象事業の変更に係る承認の申請等）

第13条 補助金等の交付決定を受けた申請者（以下「受給者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするとき又はサロンを中止若しくは廃止しようとするときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認申請書を市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる事項については、この限りでない。

(1) メンバーの異動（代表者の交代を除く。）

(2) 開催の日又は時間の臨時的な変更

（変更承認及び中止等の場合の措置）

第14条 市は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の承認、又は中止等による補助金の交付契約の全部もしくは一部の解除を決定し、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施計画変更等承認（不承認）決定通知書により、受給者に通知するものとする。

（実施報告）

第15条 受給者は、サロンを完了又は廃止したときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助事業実施（計画・報告）書及び補助上限額加算計算書（予算・実績）を、実施期間の最終日又は事業の廃止の日から14日以内に、市に提出しなければならない。

2 第10条の2第1項第6号の規定による加算を受ける受給者は、前項の書類に加え、健康チェック実施報告書を当該完了又は廃止の日から14日以内に、市に提出しなければならない。

（補助金額の確定額の通知）

第16条 市は、前条の実施報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、又は必要に応じて現地調査等を行った結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付額確定通知書により補助金の確定額を通知するものとする。

（是正のための措置）

第16条の2 市は、前条の規定による審査、現地調査等の結果、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを受給者に対して指示することができる。

2 第15条の規定は、前項の規定による指示に従って行う補助対象事業について準用する。

（補助金の支給請求）

第17条 前条の規定による通知を受けた受給者は、その補助金の支給を受けようとするときは、尼崎市高齢者ふれあいサロン運営費補助金等交付請求書（兼受領委任状）を市に提出しなければならない。

（補助金の支給）

第17条の2 市は、前条の規定による請求書の提出があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、その請求に係る受給者に当該請求に係る額を支給するものとする。

(関係書類の整備等)

第18条 受給者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を備え、これらを他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 受給者は、前項に規定する帳簿その他関係書類を当該補助対象事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(補助金の交付契約の解除等)

第19条 市は、受給者について次の各号のいずれかに該当するときは、補助対象事業に係る補助金の交付契約の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付申請その他この要綱に基づく手続を行ったとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) この要綱の規定又はこの要綱に基づく市の指示その他の措置に違反したとき。
- (5) 不適当な方法で補助対象事業を実施したとき。
- (6) その他市が補助金を交付することが適当でないと認めるとき。

2 市は、この要綱の規定により補助金の交付契約を解除した場合において、その解除に係る部分に関し、既に補助金が支給されているときは、受給者に対し期限を定めてその返還を請求するものとする。この場合において、その請求を受けた受給者は、速やかに、当該請求に係る額を市に返還しなければならない。

3 前項の規定は、この要綱の規定による補助金の交付契約の全部の解除があった後においても適用する。

(財産の処分の制限)

第20条 受給者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、受給者が交付を受けた補助金の全額に相当する金額を市に納付した場合又は市が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(報告、検査及び指示)

第21条 市は、必要があると認めるときは、受給者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第18条の規定による帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第22条 受給者は、その交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、この事業についての必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。ただし、補助金の交付に係る申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、市が別に定める日までに交付申請があった補助金について適用し、同日の属する年度の末日の属する年の5月31日限り、その効力を失う。ただし、第18条から第22条までの規定及びこれらの規定の適用に関する定めは、当分の間、なおその効力を有する。